

【個人情報適正管理規定】

1. 個人情報を取り扱う事業所内の委員の範囲は、供給事業系の委員とすることとする。個人情報取扱責任者は委員長である有澤晴香とすることとする。
2. 供給元責任者は個人情報を取り扱う1.に記載する事業所内の委員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。
また、供給元責任者は、3年1回は個人情報の保護に関する事項等の知識、情報を総務省より得るように努めることとする。
3. 1. 個人情報取扱責任者は、組合員等から本人の個人情報について開示、請求があった場合、その請求に基づき本人が有する資格職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。
さらにこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、供給元責任者は組合員等への周知に努めることとする。
4. 仕事を供給された組合員の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。